

総 務 文 教 委 員 会

平成 2 1 年 3 月 2 5 日（水）

総 務 文 教 委 員 会

日 時 平成21年3月25日(水)午前9時15分開会 - 午前9時35分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田代委員長、辻下(文)副委員長、川端、鍛冶、中原、出口、谷本、辻下(正)
反保副議長、和田監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 岡本

出席理事者 石田町長、田中教育長、中口総務部長、時岡総務部理事、
南総務部副理事兼総務法制課長、亀崎総務部危機管理課長、
四至本総務部行財政改革課長、中田総務部総務法制課長代理、笠間企画部長、
竹本企画部理事、廣田企画部秘書課長、保井企画部企画人事課長、
谷下(泰)企画部人権推進課長、淵原会計管理者理事兼会計課長、
阪本会計室会計課長代理、岡田教育部長、岡本教育部副理事兼生涯学習課長、
唐門教育部学校教育課長、山路教育部指導課参事、
一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長、
茂野淡輪幼稚園長

欠席理事者 嶋坂教育部指導課長、谷口教育部副理事兼淡輪公民館長、酒井給食センター所長、

案 件

- (1) 議案第29号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件、
議案第30号 岬町文化センター条例の一部を改正する件及び、
議案第40号 岬町青少年センター条例の一部を改正する件の
再審査について

(午前10時00分 開会)

田代委員長 皆さんおはようございます。

早朝から、また本会議前の時間にもかかわりませず、ご出席いただき、ご苦労様です。

本日、急きょ2回目の本委員会を開催いたしますのは、ご案内のとおり、本委員会に付託された議案のうち3件について、再審査が必要となりましたので、お集まりいただいた次第です。大変申し訳ございません。

ただ今から、総務文教委員会を開会します。

本日の出席議員は8名であります。全員出席です。

理事者については、嶋坂課長が公務のため、さらに谷口副理事、酒井所長が病気のため、欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

まず資料の確認をお願いしたいと思います。

辻下議会事務局長 まず最初に、教育委員会委員長羽畑委員長から議長宛に、条例の制定又は改廃にかかる審議についての報告書。ありますでしょうか。

裏面につきましては、平成21年2月25日に行われました教育委員会の定例会の内容を記載しております。

それと、もう1枚が条例改正の条文をコピーさせていただいております。

以上でございます。

田代委員長 資料は間違いはないでしょうか。それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発信をお願いいたします。また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第29号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件、議案第30号 岬町文化センター条例の一部を改正する件及び、議案第40号 岬町青少年センター条例の一部を改正する件の再審査について、お諮りします。

本3件については、3月12日開催の本委員会において、議決しましたが、今回の内容で条例を改正する場合は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第24条の2第2項で、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されていることが判明いたしました。

しかし、これまでの本会議、本委員会においては、教育委員会の意見についての報告、又、質疑はありませんでした。

従いまして、現時点では、教育委員会の意見を聴いていない状況であり、また議論も不足している状況となっておりますので、再び審査を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 異議なしと認め、再審査することに決定しました。

お諮りします。

議案第29号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件、議案第30号 岬町文化センター条例の一部を改正する件及び、議案第40号 岬町青少年センター条例の一部を改正する件の3件については、一括議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 異議なしと認め、議案第29号、議案第30号及び、議案第40号の3件については、一括議題とします。

本3件について、教育委員会事務局から教育委員会の意見について報告を求めます。

岡田教育部長 委員長の許可を得ましたので、本町教育委員会羽畑貫治教育委員長から谷本貢議長様あての「条例の制定又は改廃にかかる審議について」という文書を代読し、報告とさせていただきます。

岬教学第478号 平成21年3月24日

岬町議会 谷本 貢議長様

岬町教育委員会 委員長 羽畑貫治

条例の制定又は改廃にかかる審議について(報告)

標記について、3月議会に上程しております議案第29号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件、及び議案第30号 岬町文化センター条例の一部を改正する件、議案第40号 岬町青少年センター条例の一部を改正する件に関連してご報告申し上げます。

本3件の条例改正の内容については、平成21年2月25日の定例教育委員会で審議し、教育委員会として承認いたしました。ご参考までに当日の説明資料を添付しておりますが、本説明に対する質疑応答はなく、全委員一致で承認したことを申し添えます。

以上です。

なお、裏面をご参照ください。裏面については、私の方から当日教育委員さんに説明をさせていただきました内容でございます。

まず、文化センターにつきまして、概要を説明させていただきます。

文化センターの目標、そして文化センターの条例に規定されております事業をあげまして、3点目としては、もともと町長部局の所管であったものであることと、国2分の1、府4分の1、町4分の1で、事業が継続しているということ説明申し上げました。

続きまして、岬町青少年センターについてでございますが、目標そして事業内容を条例から説明させていただいた後、岬町の青少年センターは会館以来、教育委員会が所管してまいりましたが、町長部局に移管することによって、人権推進課、文化センター、青少年センターの3つによって、これまでの施策の推進を図りながらより効率的な運営を目指すというふうに説明をさせていただきました。

青少年センターの事業につきましては、「プリングアップ講座」として、子どもたちの活動を展開してきたわけでございますが、本事業の補助金は、平成21年度から廃止されると。そこで、現在、各市町村とも独自でどのような事業展開をできるのかを検討している最中でございます。

その状況をご説明し、「プリングアップ講座」の一部は町の判断として存続し、子どもたちの活動については、岬町地域教育協議会及び岬町学校支援地域本部事業の中で展開できるように現在調整中で、調整が整い次第、逐次、教育委員会にご説明を申し上げます。

そのような内容を当日、ご説明いたしました。

以上でございます。

田代委員長 本3件についての条例の改正内容自体についての質疑については、先の委員会で十分行っていると思いますので、ただ今報告を受けました教育委員会の意見に関連することについて質疑を伺いたいと思います。

質疑ございませんか。

谷本委員 今回、議案の審査自体にも、手続き的にも影響を及ぼすような、議会の責務が法律に規定されていることが分からなかった。

このことについては、責任を感じているところでありますが、しかし、この規定は、教育委員会関連の法律での規定であり、加えて、平成19年に追加された事項でありますのでそのような規定まで議員が逐一把握することは、現実的には難しいことと思います。

このような場合、十分な審査、又、円滑な審査をお互いに望むのであれば、教育委員会、

あるいは、理事者の方から議案書と併せて資料を提出するなり、報告をして、委員会審査を行うという形が、通常の現実的な対応ではないかなと。このように思います。

今回のような議案はそう度々ないとは思いますが、今後、同じようなケースがあった場合は、十分注意していただき又、配慮もしていただきたい。

指摘と併せて要望しておきます。

田中教育長 今回の法律の改正によりまして、町長部局へ移管の案件につきまして、教育委員会の意見を議会に報告ということでございますが、これについて、我々の不勉強であったことをこの場をかりて、お詫び申し上げます。今後このようなことがないように心がけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

石田町長 町長部局としましても今回のこのようなことがないように、本来我々の方から調整をして、議会の皆様の方に報告すべきだという反省もしておりますので、今後このようなことがないように我々も十分注意したいと思います。

以上です。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、私の方から担当委員長として、指摘をしておきます。

本議会から付託された委員会が、十分な議論をつくし、その中で議決を行っております。その中で、今回こういった事案が発生し、ただちに、再議しなければならない事態が起きたことは、やはり議長の配慮があったからこそ、今日、委員会を開けたわけでありますから、先ほど、谷本委員からもありましたように、今後、議案等に関係する資料はできるだけ議会の方に提出していただいて、各委員が審議にあたって、十分議案の審査ができるように、行政側は危機感を持ってやっていただきたい。

今、町長並びに教育長からお詫びの弁がありましたから、あえて申しあげませんけれども、今後このような再議をはかるような委員会がないようにお願いをしておきます。

それでは他にないようですので、これで3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第29号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件について、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

中原委員 本件に関しましては、また本会議の場でも申し上げようと思っておりますけれども、所管替えということで、手続き上、不十分な点があったにせよ、この段階においては努力されたというふうには評価しておりますが、所管替えに伴って、教育という部局から町長部

局に移るということに関して、さまざまな真剣な検討がなされたというふうに、私自身は感じられていませんので、その点について賛成しかねるという立場であります。

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

田代委員長 挙手多数であります。よって、議案第29号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第30号 岬町文化センター条例の一部を改正する件について、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

中原委員 先ほど申し上げた趣旨と同様でありますので、反対という立場であります。

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

田代委員長 挙手多数であります。よって、議案第30号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第40号 岬町青少年センター条例の一部を改正する件について、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

中原委員 先ほど来申し上げてきたことと併せまして、青少年センターにつきましては、独自で、府の補助金等の関係で展開してきた、「ブリングアップ講座」というものがあります。

これについては、先ほど、教育部長の方からも説明がありましたけれども、さまざまな青少年に関わる事業を展開してきたということで、努力をしてこられたということも、いっていい評価をするところであります。

しかしながら、府の補助金がカットされると、ゼロになってしまうというもとで、今後の事業展開に支障を来すということで、担当の職員の方については、非常に頭を悩まし

ておられるということも聞いておりますが、実際に利用しておられる方や、また今後、利用しようと考えておられる方への影響を考えた場合に、このことも懸念される点として考えられますので、賛成しかねるという立場であります。

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第40号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田代委員長 挙手多数であります。よって、議案第40号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件についての再審査は、議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、3月12日の報告と併せて、この後の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。これで、総務文教委員会を閉会します。

(午前9時35分 閉会)

以上の記録が本町議会第 1 回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成 2 1 年 3 月 2 5 日

岬町議会

委 員 長 田 代 堯